

氏名（本籍）	岡部 真智子（静岡県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位番号	甲第57号
学位授与の日付	2016年3月19日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項の規定による
学位論文題目	高齢者が地域で安心・安定した生活を営むための居住支援の方策
審査委員	（主査）日本福祉大学 教授 児玉 善郎 教授 野口 定久 教授 永岡 正己 明治大学 教授 園田 眞理子

論文内容の要旨

本論文は、高齢者が地域で安心して住み続ける上で、安定した居住場所の確保が重要であるという認識に立ち、高齢者が自宅や高齢者向け住宅等において住み続けることが困難になっている実態について調査をもとに明らかにした上で、地域で安心・安定した生活を営むことを可能にするための居住支援の方策について明らかにしようとするものである。

本論文は、序章と終章を含めた全6章で構成されている。（本文192頁、図表138点、引用・参考文献180点）

- 序章 研究の目的と枠組み、論文の構成
- 第1章 高齢者の居住に関する文献学的検討
- 第2章 自宅で住み続ける上での高齢者の居住問題と居住支援の方策
- 第3章 高齢者向け住宅に入居し住み続ける上での居住問題と居住支援の方策
- 第4章 高齢化する地域の中で住み続ける上での高齢者の居住問題と居住支援の方策
- 終章 結論－高齢者が地域で安心・安定した居住生活を営むための居住支援の方策

序章（研究の目的と枠組み、論文の構成）では、高齢者の居住の場の実態として、自宅、高齢者向け住宅、施設等が、高齢者の経済的状況に応じてどのような現状にあるかという居住問題の全体像について図に整理し示している。その上で、本研究において高齢者の居住支援を検討する3つの視点として、自宅で住み続ける上での支援方策、高齢者向け住宅に入居し住み続ける上での支援方策、地域で住み続ける上での支援方策を挙げている。さらに本論文が立脚する理念として居住の権利を挙げて、高齢者がいかなる心身状態になっても、その人らしくいきいきとした生活ができるための居住の場、環境を得ることが誰にとっても社会的に保障されるべきものであるという考え方を示している。

第1章（高齢者の居住に関する文献学的検討）では、高齢者の居住に関わる戦後の住宅・福祉政策について、文献をもとに5つに時期区分をもとに検討し、以下の3点を示している。①市場重視の住宅政策の中、住宅セーフティネットは十分に機能しておらず、自力で住宅を確保することが困難な低所得高齢者が不安定な居住となる問題が生じている。②福祉施策と住宅施策の連携が1980年代以降進められるようになったが、それが必ずしも高齢者の居住継続を支えるものとなっていない。③高齢者向け住宅に入居した高齢者が、最期まで安心・安定して住み続けられるかどうかは運営事業者任せ

になっており、疾病や障害をもつ高齢者にとっては安心して住み続けることが難しくなっている。

第2章（自宅で住み続ける上での高齢者の居住問題と居住支援の方策）では、自宅で住み続けるために行う住環境整備の問題と自宅に住み続けられなくなった高齢者が居住場所を確保する上での問題の2つをとりあげ、それぞれに対する居住支援の方策について検討している。前者の住み続けるための住環境整備の支援においては、住環境整備を実施した高齢者およびそれを支援した専門職に対する調査結果をもとに、住環境整備に関わる多職種が連携して、本人や家族の生活状況をアセスメントし、住み続ける上で必要となる住環境整備のねらいを明確にし、それを可能にする為の整備内容を工業者に正確に伝えて実施することが重要であることを示した。後者の居住場所確保の支援については、住宅ソーシャルワーカー事業で支援を実施した事例の分析をもとに、単に居住場所をみつける支援だけでなく、居住場所での生活の継続に必要な福祉や医療のサービスを調整する支援とを一体的に支援することが重要であることを示した。

第3章（高齢者向け住宅に入居し住み続ける上での居住問題と居住支援の方策）では、高齢者向け住宅に入居している高齢者を対象とした質問紙調査と面接インタビュー調査および高齢者向け住宅の運営事業者を対象とした質問紙調査と面接インタビュー調査をもとに、住み続ける上での問題と支援の方策について検討している。その結果、高齢者向け住宅に住み続けられない問題として以下の4点を示した。①安心して住み続けられる住宅にかかる費用は高額である為、負担可能な一部のしか入居できない。②高齢者住宅に入居する際の支援と入居後に住み続けるための支援や転居先を探す支援はそれぞれ別々に行われており、支援の一貫性がない。③高齢者向け住宅の退去を迫られても、費用負担の問題やその人のニーズに応じた住宅がなく、移る先をみつけることが困難である。④高齢者向け住宅を終の棲家として入居しても、認知症や医療的介護（経管栄養等）が必要になった場合には退去を求められ、終の棲家とはなっていないケースがある。これらの問題に対する居住支援の方策としては、入居支援から居住継続支援や転居先支援へと一貫した支援を行う体制をつくること。低所得高齢者や認知症・医療的介護ニーズが必要になっても住み続けることができる高齢者向け住宅を整備すること。さらに、低所得高齢者が選択することができる高齢者向け住宅の整備を公的に支援する制度、施策を整備することを示した。

第4章（地域で住み続ける上での高齢者の居住問題と居住支援の方策）では、地域の中で孤立する高齢者に対してつながりづくりに取り組む住民組織や NPO 等の活動主体を対象とした面接インタビュー調査をもとに、地域で住み続けることを支援する上で重要な点を明らかにしている。具体的には、孤立している高齢者に対する支援に取り組むことの必要性と重要性について住民意識の醸成を図ることにより、身近な住民による見守りや交流の場の運営、ゴミだしや買い物の支援などの日常生活支援へと繋がっていることが把握できた。その上で、それらの活動を継続、発展させていく上では、支える人と支えられる人とを区別するのではなく、誰もがお互いに支え合う関係づくりを行い、誰もが気軽に支え合い活動に参加することができる場や機会を設けることが有効であることを示した。さらに、住民による支え合い活動を支える専門職、専門機関と活動主体が適切に連携するとともに、活動を人的・資金的に支援する公的な制度・政策の整備が必要であることを示した。

終章（結論—高齢者が地域で安心・安定した居住生活を営むための居住支援の方策）では、2章から4章で取り上げた3つの居住問題に対する居住支援の方策について、マイクロレベル、メゾレベル、マクロレベルの3つのレベルに分けて整理し、総括的な考察を行っている。その結果、マイクロレベルでは、低所得高齢者が地域で安心して住み続けることができる居住の場が選択できるように、社会福祉法人や NPO 法人等が公的な位置づけのもとで高齢者向け住宅を整備・運営し、最期まで住み続け

ることを可能にする支援が必要であることを示した。その際に、入居に際しての支援だけではなく、入居後の居住継続まで一貫した支援体制を整えることが重要であるとしている。メゾレベルでは、ミクロレベルでの高齢者向け住宅の設置、運営や一貫した支援体制を可能にする為に、地域レベルでの専門職、自治体、関係事業者が連携して支える仕組みを構築することが必要としている。マクロレベルでは、本研究の立脚する理念とした居住の権利、居住保障の考え方をもとに、誰もが安心して地域での居住場所を選択することを可能にする為に、国、自治体が法律、条例、制度、政策を整備する必要があることを指摘している。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2016年1月14日の大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、岡部真智子氏の博士学位審査請求論文が受理された。審査委員3名（児玉善郎、野口定久、永岡正己）は、それぞれに提出論文を査読したうえで2016年1月23日16:00より審査委員会を行い、本論文の概括的評価と論点について意見交換した。引き続き岡部氏への最終試験（口頭試問および学力の確認）を実施した。同日中に学内審査委員3名により最終試験の結果について審議し、以下の結論に達した。

2. 論文の評価

本論文は、超高齢化が進むわが国において、国、自治体により地域包括ケア体制の整備に向けた取り組みが行われる中で、その体制を考える上で最も基礎となる生活の基盤としての居住の問題に焦点をあてたものである。とくに、高齢者が地域で住み続けることを困難にしている居住問題について、幅広い先行文献、先行研究を丁寧に検討し、その問題の全体像を明らかにし、その問題克服に向けて検討すべき3つの視点を設定した上で、論を展開しているところに第1の特長がある。さらに、自宅で住み続ける、高齢者向け住宅で住み続ける、地域で住み続けるという3つの視点それぞれについて、詳細かつ丁寧な独自調査を積み重ねることにより、その問題の深層を捉えるとともに、居住問題の把握に留まるのではなく、先駆的な取り組み事例の調査をもとに、問題克服のための居住支援の方策について検討し、考察を行っている点が第2の特長である。さらに、居住支援の方策を検討する上で、ミクロレベルの高齢者の地域居住を可能にする為の直接的支援だけでなく、メゾレベルでの専門職、専門機関との連携支援のあり方、マクロレベルでの国や自治体が整備すべき法律、条例、制度、政策という、3つのレベルから検討し、3つの居住問題との対応関係をマトリックスで整理して示した点が第3の特長である。

他面、本論文には、以下のような弱点・難点も見られる。第1は、低所得高齢者への居住の権利、保障の実現に向けて、公的セクターの果たす役割についての理論的根拠の検討が十分深められなかった点である。この点については、戦前の社会事業として取り組まれていた公的な住宅対策にまで遡り、戦前・戦後の公共住宅政策の展開全体を整理した上で、現在の地域包括ケア体制下における公的な住宅対策のあり方について論を深める必要がある。第2は、ミクロ、メゾ、マクロという3つのレベルから居住支援の方策について論じた点は評価できるが、それぞれの居住支援の方策を実現していく為の具体的な検討が十分に深められなかった点である。とくに、メゾレベル、マクロレベルでの居住支援方策の内容にやや説得力と具体性に欠ける部分がみられた。

本論文には、以上のような弱点・難点もあるが、全体としては、本学の社会福祉学領域の博士論文に求められる水準を十分に満たしていると評価できる。

最後に、学外審査委員の園田眞理子氏からは、岡部氏の論文は「一連の調査研究の結果に基づき、高齢者が地域で安心・安定した居住生活を営むための居住支援の方策について適切にまとめられている。特に、結論としてのミクロレベルでの提案は、第2章から第4章の内容とも連動し説得力がある。」との評価を得たことを付しておく。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

2016年1月23日、岡部真智子氏の最終試験（口頭試問および学力の確認）を実施した。はじめに岡部氏が事前に用意した口頭試問説明用資料を配布し、第1次提出および公開発表会後に指摘を受けて修正した箇所を中心に、本論文で独自に明らかにした点についての説明がなされた。続いて、審査委員から本論文の弱点や改善すべき課題についての試問を実施した。一つひとつの指摘に対して、本論文において到達できている部分と残された課題を整理した上で真摯に応答した。とくに結論として示している居住支援方策を実現していく為の具体的方略の検討については、氏の今後の研究に期待することで審査委員会の意見は一致した。最後に、学力の確認として英語力の審査を行った。本論文テーマに関わる英語論文の文節をとりあげ、英文の読み上げとその日本語訳を指示したところ、適切に応答がなされた。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者岡部真智子氏は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。

以上